

35.05 項 1 . アセチル化でん粉の分類について

でん粉（第 11.08 項）を変性したものは、通常、第 35.05 項（デキストリンその他の変性でん粉）に分類されることとなっているが、アセチル化でん粉に関し、でん粉と D S 値の非常に低いアセチル化でん粉との区別が化学的及び物理的に困難である。

このため、アセチル化でん粉については、D S 値 0.01（グルコース単位 1,000 個に対し置換基 10 個）以上のものを変性でん粉として分類することとする。

D S = Degree of Substitution